

東海村病児・病後児保育施設 指定管理者募集要項

令和 7 年 9 月

東海村 子育て支援課

1 指定管理者募集の目的について

東海村病児・病後児保育施設は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 13 項に規定する病児保育事業の取組みとして、保護者が就労している場合等において、こどもが病気の際に自宅での保育が困難なときに、施設において一時的な保育を行うことにより、安心して子育てができる環境の整備を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的に設置されました。

この度、当該施設の設置目的に沿った管理運営を効率的、効果的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、東海村病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例（平成 30 年東海村条例第 25 号）及び東海村公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成 17 年東海村規則第 36 号）の定めるところにより、次のとおり病児・病後児保育施設の管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要について

- | | | |
|-----|-----------|-------------------------|
| (1) | 名 称 | 東海村病児・病後児保育施設 |
| (2) | 所 在 地 | 茨城県那珂郡東海村大字村松 2081 番地 2 |
| (3) | 運営開始年月 | 令和元年 5 月 |
| (4) | 延 床 面 積 | 145.74 m ² |
| (5) | 建 物 の 構 造 | 木造、一部鉄骨造 |
| (6) | 建 物 の 階 層 | 1 階 |
| (7) | 施 設 内 容 | 受付、保育室、隔離室、給湯室、休憩室 など |

3 指定期間について

指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間を予定しており、議会の議決を経て正式に決定します。

ただし、指定期間中であっても、村は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者が必要な指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

4 指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準について

指定管理者が行う業務の範囲は、東海村病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例第 4 条に掲げる業務とします。

具体的な業務の内容及び管理の基準については、別添「東海村病児・病後児保育施設指定管理業務仕様書」によるものとします。

5 管理運営に要する経費について

(1) 利用料金制の採用

東海村病児・病後児保育施設においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により、利用者が納付した利用料金を指定管理者の収入として収受させる「利用料金制」を採用します。

(2) 管理運営に要する経費

東海村病児・病後児保育施設の管理運営に要する経費（実費徴収分を除く。）は、村が支払う指定管理料及び利用者から徴収した利用料金をもって賄うものとします。

(3) 指定管理料

指定期間における指定管理料の上限額は年額 23,000 千円（税込）を想定していますが、具体的な指定管理料の金額、支払時期及び支払方法については、年度ごとに指定管理者との間で締結する協定において定めるものとします。

なお、指定管理料については、指定管理業務に係る収支計画に大きな変更が生じた場合において、指定管理料の額を増額し、又は減額することが適当であると村が認めたときは、指定管理者と協議の上、指定管理料の額を変更することができるものとします。

(4) その他

指定管理者は、指定管理料と利用料金による収入との合計額から実際の管理業務の実施に要した経費に係る適正な支出額を控除した額（以下「剰余金」という。）を得ることができるものとしますが、当該剰余金が指定管理料、利用料金による収入、管理業務の実施状況、管理業務に係る決算の状況、村による施設整備の状況その他の状況に照らして過大であると認められる場合は、村は、指定管理者との協議により、当該剰余金のうち村に納付すべき額又はその他の目的に充てるべき額を定めることができるものとします。

6 指定管理者の指定等に向けたスケジュールについて

指定管理者の指定等に向けたスケジュールは、次のとおりです。

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 募集要項の公表 | 令和 7 年 9 月 1 日（月） |
| (2) 質問の受付 | 令和 7 年 9 月 1 日（月）～ 9 月 12 日（金） |
| (3) 質問への回答 | 随 時 |
| (4) 申請書類の提出 | 令和 7 年 9 月 16 日（火）～ 9 月 30 日（火） |
| (5) 指定管理者選定委員会 | 令和 7 年 10 月下旬 |
| (6) 選定結果の通知 | 令和 7 年 11 月初旬 |
| (7) 指定管理者指定の議決 | 令和 7 年 12 月中旬 |
| (8) 指定管理者の指定通知 | 令和 8 年 1 月初旬 |

7 応募資格について

応募できる者は、東海村病児・病後児保育施設を安全かつ円滑に管理運営できる法人とし、個人又は個人事業主による応募は受け付けません。また、複数の法人により構成された共同事業体による応募も受け付けません。なお、次のいずれかに該当する場合は、応募することができません。

- (1) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、自らの責めに帰すべき事由により指定管理者の指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたことがある場合
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 において準用する場合を含む。）の規定により、本村及び茨城県の一般競争入札又は指名競争入札の参加が制限されている場合
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の定めるところによる更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の定めるところによる再生手続を開始し、又は開始する予定がある場合（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又はそれらに関与している疑いがある者の統制の下にある場合
- (5) 国税、県税及び村税に未納がある場合
- (6) 申請日現在において村と係争中である場合

8 応募手続きについて

- (1) 募集要項の配布

募集要項（業務仕様書等の添付書類を含む。）を次のとおり配布します。

- ア 配布期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から 9 月 12 日（金）まで

- イ 配布方法

- (ア) 東海村公式ホームページへの掲載

- (イ) 東海村福祉部子育て支援課での配布（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

- (2) 質問の受付及び回答

- ア 受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から 9 月 12 日（金）まで

- イ 提出方法

別紙「質問票」に記入の上、持参、郵送又は電子メールで提出してください。なお、持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに、郵送及び電子メールの場合は、9 月 12 日（金）午後 5 時 15 分必着で提出してください。

ウ 提出先 「13 担当部署」に同じ

エ 回答方法

質問及び回答については、村公式ホームページで公表します（質問票を提出した申請者の法人名は非公表）。なお、当該法人の不利益となるおそれがある事項は公表しない場合があります。

（３） 申請書類の受付

ア 提出書類

- （ア） 指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- （イ） 申請者の資格についての誓約書（様式第 2 号）
- （ウ） 事業計画書
- （エ） 収支計画書
- （オ） 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- （カ） 申請日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書又はこれらに相当する書類
- （キ） 履歴事項全部証明書
- （ク） 申請日の属する事業年度に国税、都道府県税及び村税に未納がないことを証する次に掲げる証明書
 - a 税務署が発行した国税に未納がないことを証する納税証明書「その 3 の 3」
 - b 都道府県税事務所が発行した都道府県税に未納がないことを証する納税証明書
 - c 東海村内に本店、支店、営業所等の事業所を有する法人にあっては、東海村総務部税務課が発行した最新の納税証明書（様式第 69 号の 4 未納がないことの証明）
- （ケ） 病児・病後児保育施設を管理運営した実績を有する場合にあっては、当該実績を明らかにする書類
- （コ） その他村長が必要と認める書類

イ 受付期間

令和 7 年 9 月 16 日（火）から 9 月 30 日（火）まで

ウ 提出部数

正本 1 部（紙媒体） 副本 8 部（紙媒体の場合。電子データの場合は 1 部で可）

エ 提出方法

持参又は郵送によるものとし、副本について電子データで提出する場合に限り、電子メールを可とします。なお、持参の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに、郵送及び電子メールの場合は、9 月 30 日（火）午後 5 時 15 分必着で提出してください。

オ 提出先 「13 担当部署」に同じ

(4) 事業計画書の作成にあたっての留意事項

指定管理者の候補者の選定にあたっては、後述する東海村指定管理者選定委員会において、申請者から提出を受けた事業計画書その他の申請書類について、別記「東海村病児・病後児保育施設の指定管理者候補者の選定に関する審査基準」に基づく審査を行います。

よって、事業計画書の作成にあたっては、当該審査基準に掲げられた「審査項目」及び「審査の視点」に沿って自らの計画や考えを分かりやすく記載してください。なお、別に資料を添付する場合は、「別添資料「〇〇〇〇〇」のとおり」などと記載してください。

(5) その他の申請書類の作成及び提出にあたっての留意事項

ア 証明書類は、申請日前 3 カ月以内に発行されたものに限りします。

イ 申請書類の用紙サイズは、原本でサイズが決められているものを除き、A 4 サイズに統一してください。

ウ 申請書類の作成にあたっては、文字の大きさを 10.5 ポイントから 12 ポイントにしてください。

エ 正本の提出にあたっては、(ア)～(コ)の順に申請書類を並べてください。なお、ホチキス止めはしないでください。

オ 副本について電子データで提出する場合は、申請者において作成し、又は公的機関から発行された書類を電子化(PDF 化等)してください。

カ 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。

キ 必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

ク 村に提出した申請書類は、返却しません。また、提出した申請書類の内容を変更することはできません。

ケ 提出した申請書類の内容に虚偽があった場合は、失格とします。

コ 申請にあたり、法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えた場合は、申請者において一切の責任を負うものとします。

サ 村に提出した申請書類は、東海村情報公開条例(平成 31 年東海村条例第 2 号)の定めるところにより、情報公開の対象となります(同条例第 7 条に規定する不開示情報は開示の対象とはなりません)。

シ 村に申請書類を提出した後、申請を辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出してください。

9 指定管理者の候補者の選定について

(1) 資格審査

提出された申請書類に基づき、資格審査を行います。応募資格を満たさない場合又は次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 指定管理者の候補者の選定に関して、自らの団体が優位になることを企図して、指定管理者候補者選定委員会の委員を務める村職員に接触するなど不正行為が認められた場合

イ 申請書類に虚偽の内容を記載していた場合

ウ 募集要項に記載する事項に違反し、又は著しく逸脱した場合

エ 提出期限を過ぎて申請書類が提出された場合

(2) 指定管理者選定委員会における審査

ア 審査方法

資格審査の後、東海村指定管理者選定委員会における審査（書類審査及びプレゼンテーション（又はヒアリング）審査）を行い、最も得点が高かった団体を指定管理者の候補者として選定します。なお、審査の結果、指定管理者の候補者を選定しない場合もあります。

イ 審査基準について

東海村指定管理者選定委員会における審査は、別記「東海村病児・病後児保育施設の指定管理者候補者の選定に関する審査基準」に基づき審査を行います。

(3) 選定結果の通知

選定の結果については、すべての申請者に対して書面により通知します。

(4) 指定管理者の候補者選定の取消し

指定管理者の候補者として選定された法人が次のいずれかに該当する場合は、指定管理者の候補者の選定を取り消します。

ア 経営状況の悪化等により、指定管理業務の確実な履行が見込まれなくなった場合

イ 社会的な信用を著しく失墜させる行為等により、指定管理者の候補者として不適当であると認められた場合

10 指定管理者の指定について

(1) 指定管理者の指定及び指定の通知

村は、東海村議会（令和7年12月議会を予定）による議決を経て、指定管理者の候補者を指定管理者として正式に指定し、その旨を書面により通知します。

(2) 村議会の議決が得られなかった場合

村議会の議決が得られなかった場合は、その旨を書面により通知します。この場合において、指定管理者の候補者が支出した申請に係る費用その他一切の費用について、村は一切補償しません。

(3) 指定管理業務開始前の準備行為

指定管理業務の開始に向けた準備行為については、指定管理者の指定後、指定期間の開始

前であっても村と協議の上で行うことができるものとします。

(4) 指定の取消し又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止

村は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者が必要な指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

11 協定の締結について

村は、指定管理者の指定後、指定管理者と協定を締結することとします。なお、協定に掲げる主な内容は、次のとおりです。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用許可に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 管理に要する費用に関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 指定管理業務の報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び指定管理業務の停止に関する事項
- (9) その他必要と認める事項

12 添付資料

- (1) 東海村病児・病後児保育施設指定管理業務仕様書
- (2) 東海村病児・病後児保育施設指定管理者指定申請書（様式第 1 号）
- (3) 申請者の資格についての誓約書（様式第 2 号）
- (4) 東海村病児・病後児保育施設 位置図、配置図及び平面図
- (5) 東海村病児・病後児保育施設 写真
- (6) 東海村病児・病後児保育施設 令和 4 年度から令和 6 年度における利用実績及び収支実績
- (7) 東海村病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例
- (8) 東海村病児・病後児保育施設の設置及び管理に関する条例施行規則

13 担当部署

東海村 福祉部 子育て支援課 計画推進・施設担当

〒319-1192 茨城県那珂郡東海村東海三丁目 7 番 1 号

電話 029-282-1711（内線 1186／1187／1189）

電子メール：kosodate@vill.tokai.ibaraki.jp

東海村病児・病後児保育施設の指定管理者候補者の選定に関する審査基準

審査項目	審査の視点
1 施設の管理・運営に対する理念について 【配点 10 点】	・指定管理者として東海村病児・病後児保育施設（以下「施設」という。）の管理・運営を行うにあたり、施設の設置目的を的確に理解し、その目的に適合する理念を有しているか。
2 利用児童や保護者に対する考え方について 【配点 30 点】	・平等な利用が確保できるか。 ・利用児童に対する適切な保育の提供が期待できるか。 ・利用児童や保護者のニーズを的確に把握し、保育の質や施設の利便性の向上に反映することが期待できるか。 ・保護者などからの苦情トラブルの未然防止や発生時の対応、再発防止に向けた取組みは示されているか。
3 施設の運営能力について 【配点 20 点】	・法人または団体としての経営は安定し、また、村民から信頼を得ることができる法人または団体であるか。 ・これまでに病児・病後児保育施設を管理運営した実績はあるか。 ・施設を運営するための組織体制（保育に必要な有資格者の配置や施設の運営に係る事務の処理体制などを含む。）は整っているか。 ・人材の確保や人材の育成に向けた取組みは示されているか。 ・現在勤務している職員の継続雇用への配慮は示されているか。 ・コンプライアンスや個人情報の保護に向けた取組みは示されているか。
4 医療機関との連携や地域との関わりについて 【配点 10 点】	・利用児童の症状や体調の変化に的確に対応し、感染症の防止を徹底するため、医療機関との協力関係を構築しており、また、日常の医療面での指導、助言を行う医師が確保されているか。 ・村内の保育所などに対して、施設の利用や児童の健康管理などに関する情報を提供するなど、地域と関わる取組みは示されているか。
5 利用児童などの安全確保について 【配点 10 点】	・施設における事故の未然防止その他利用児童や職員の安全確保に向けた取組みは示されているか。 ・事故や災害など緊急時における対応方針は示されているか。
6 施設の維持管理について 【配点 10 点】	・施設、設備、備品等の適切な維持管理に向けた取組みは示されているか。
7 収支等について 【配点 10 点】	・収支計画書の内容や指定管理料の提案額は適当か。 ・経費の縮減に向けた取組みは示されているか。